

事 務 連 絡
平成28年 3月16日

各地区連絡員 様

留寿都村産業課長

平成28年度留寿都村農業関係補助事業の実施について

日頃より、本村農業の振興につきましては、特段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことにつきまして、別紙のとおり実施いたしますので、貴地区内の農業者にご周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、申請方法など昨年度と大きな変更はございませんが、役場機構改革に伴い、4月から担当が農林建設課となりますことをご承知おきください。

(産業課産業係)

平成28年度留寿都村農業関係補助事業の実施について（お知らせ）

平成28年度留寿都村農業関係補助事業を、別紙一覧のとおり実施いたしますので、次の事項をご確認の上、希望される方は申請願います。

記

1. 補助の対象者

村内に住居し、営農する農業者（農業生産法人を含む。）とします。

ただし、平成27年度分までの村税に未納がある場合、補助の対象になりませんので、ご理解願います（申請の際に、納税状況を確認するための承諾書を徴取いたします。）。

2. 補助金の額

別紙「平成28年度留寿都村農業関係補助事業一覧」を参照願います。

3. 補助金の申請方法等

役場農林建設課窓口に申請関係書類を用意しておりますので、印鑑持参の上来庁し、手続を行ってください。（役場機構改革により担当課が変わっています）

（役場の通常業務時間は、8:45～12:00・13:00～17:30です。）

4. 申請期限等

平成28年 4月 1日（金）から平成28年 4月28日（木）までとします。

（GWの関係で締め切りが早くなっています。ご確認の上、申し込みしていただきますようお願いいたします。）

5. 留意事項

（1）各補助事業の申請額が予算額を超える場合には、予算の範囲内で助成することとなります。

（2）やむを得ない事由により事業を中止したり、事業量の変更があった場合には変更手続が必要となりますので、必ずご連絡ください。

（3）事業実施期間

平成28年11月11日（金）までといたします。

（4）実績報告

（3）の事業実施期間に関わらず、事業完了した場合は、速やかに実績報告手続をお願いいたします。

実績報告の期限は、平成28年11月18日（金）までといたします。

取りまとめに時間がかかりますので、早めの事業完了報告をお願いいたします。

平成28年度 留寿都村 農業関係補助事業一覧

事業名	補助内容	28年度予算額	28年度事業見込量				
留寿都村次世代農業確立対策事業 ・ 耕畜連携堆肥供給推進事業 ・ 地力増進作物導入促進事業	・ 農業者が村内畜産農業者又はようてい農業協同組合から生産される堆肥を購入した経費のうち、消費税及び運搬・散布に係る経費を除く堆肥代のうち、次に掲げる額とします。 ただし、堆肥単価は、1,000円/t以上を対象とします。 <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 80%;">補 助 基 本 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">村内産堆肥、 ようてい農業協同 組合産堆肥</td> <td>1/2以内の額（ただし、専用の攪拌装置・送風装置を使用して生産された高度化処理堆肥（村内産）やようてい農業共同組合産堆肥については2,000円/tを上限とし、それ以外の堆肥については1,250円/t（村内産）を上限とします。）</td> </tr> </tbody> </table> ・ 農業者が地力の維持増進のために施用する緑肥の導入経費のうち、消費税及び運搬等に係る経費を除く1/3以内の額（1円未満切捨て）とします。 ただし、補助対象単価は2,700円/10aを上限とします。	区 分	補 助 基 本 額	村内産堆肥、 ようてい農業協同 組合産堆肥	1/2以内の額（ただし、専用の攪拌装置・送風装置を使用して生産された高度化処理堆肥（村内産）やようてい農業共同組合産堆肥については2,000円/tを上限とし、それ以外の堆肥については1,250円/t（村内産）を上限とします。）	5,300,000円 2,430,000円	2,842 t うち村内 2,112 t ようてい 730 t 農業協同組 合産 270 ha
区 分	補 助 基 本 額						
村内産堆肥、 ようてい農業協同 組合産堆肥	1/2以内の額（ただし、専用の攪拌装置・送風装置を使用して生産された高度化処理堆肥（村内産）やようてい農業共同組合産堆肥については2,000円/tを上限とし、それ以外の堆肥については1,250円/t（村内産）を上限とします。）						
留寿都村農道補修事業	・ 農業者が、農作業の安全と効率的な作業運行を目的に行う農道補修に要する経費のうち、消費税を除く砂利代及び運搬代の1㎡あたり単価1/3以内で、900円を超えない額とします。	1,080,000円	1,200㎡				
留寿都村自立的土地改良事業	農業者が圃場の生産性を向上させることを目的に行う小規模な土地改良事業に要する経費のうち、消費税を除く経費の1/2以内で250,000円を超えない額とします。	2,500,000円	10箇所				
留寿都村農地等災害防止対策事業	農業者が農地災害を防止することを目的に行う小規模な工事・工種に要する経費のうち、消費税を除く経費の4/5以内で200,000円を超えない額とします。	2,000,000円	10箇所				